

やまなし二拠点居住オウンドメディア構築等業務委託
仕様書

1 業務の名称

やまなし二拠点居住オウンドメディア構築等業務委託

2 業務委託期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

3 業務の目的

山梨県（以下、「県」という。）では、都市部と地方部の双方に生活と仕事の拠点を持つライフスタイル「二拠点居住」を強力に推進しているが、本県が運営するWEBサイト「やまなし移住・定住総合ポータルサイト」においては、「移住」に関する行政情報がコンテンツの中心であり、主に本県への「移住」を検討している又は既に行動に移している層に向けた情報発信となっている。

本業務では、二拠点居住地として「選ばれる地 やまなし」の実現に向けメインターゲットとする、漠然と「二拠点居住」に関心を抱く都市部の経営者層やテレワーカー、クリエイティブ人材等の新しいライフスタイルや働き方が可能な層に対して、二拠点居住の推進に資する本県のブランドイメージや独自性を的確且つ効果的に発信することにより、本県を選ぶ動機や理由を提供するため、「やまなし移住・定住総合ポータルサイト」に代わる新たなオウンドメディア（※）を構築する。併せて、WEBやSNSを活用した効果的なPRも行い、メインターゲットを新たなオウンドメディア及びオウンドメディアSNSへ誘導する。

※本業務における新たなオウンドメディアのイメージ：

メインターゲットが二拠点居住地として本県を選ぶ動機や理由に繋がるテーマを深掘りした、ここでしか読めない「特集記事」を目玉コンテンツとし、SNSとも親和性の高いWEBサイト

4 上限額

- (1) 金11,800,000円とする。（消費税及び地方消費税を含む）
- (2) 消費税及び地方消費税は支払時の税率に定めるものとする。

5 業務内容

受託業者は、次に掲げる（1）及び（2）の項目について、県と協議しながら委託業務を実施すること。

なお、本仕様書に記載のない事項についても、本業務の受託者として決定した際の提案書に記載した事項のうち、県の指示するものについては実施すること。

- (1) オウンドメディアの構築等

(ア) 基本方針

ア 「3 業務の目的」や本仕様書に定める要件を満たすようにオウンドメディアを構築すること。併せて、メインターゲットやSEO対策等を意識したオウンドメディアの名称を提案し、県と協議の上、決定すること。

イ オウンドメディアの公開は8月を目処とし、これに向けたスケジュールや体制の策定を行うこと。

ウ 漠然と「二拠点居住」に関心を抱く都市部の経営者層やテレワーカー、クリエイティブ人材をメインターゲットとすること。

エ 二拠点居住の推進に資する本県のブランドイメージや独自性を意識すること。

◇二拠点居住の推進に資する本県のブランドイメージや独自性の例：

- ・魅力的なビジネス環境（首都圏からのアクセスの良さ、物流ハブの可能性、自然災害の少なさ 等）
- ・魅力的な生活環境（少人数学級によるきめ細かな教育、充実した子育て支援策、在宅介護ゼロの実現、グリーンゾーン認証制度による感染症対策 等）
- ・魅力的な起業やスタートアップ支援

(イ) 目標

月間平均アクセス数15,185件（令和3年度「やまなし移住・定住総合ポータルサイト」の月間平均アクセス数10,123件の約1.5倍）以上のアクセス数を達成することを目標とし、目標達成のために必要な事項については、県と協議の上、随時実施すること。なお、この目標を達成できない場合も、その責を受託者に負わせるものではない。

(ウ) コンテンツの制作

「3 業務の目的」や本仕様書に則り、コンセプトや特集記事、行政情報（関連サイト含む）、イベント情報、問い合わせ、SNS等のコンテンツを、その他、県と協議の上、制作すること。

ア コンセプト

メインターゲットを意識したオウンドメディアのコンセプトを言語化し掲載すること。

イ 特集記事

a 目玉コンテンツと位置づけた特集記事を作成し、掲載するページ（又はページの一部）を整えること。

b 特集記事は、月1本以上、取材・編集・掲載を行うこと。なお、オウンドメディア立ち上げ時には、3本以上公開できるようにすること。

c 良質なライターの調整、編集及び進行管理を適切に行うこと。

d その他、本県が調整した特集記事も適宜掲載するものとし、その際、掲載のために必要な編集等を行うこと。

e 特集記事が身近に思えるよう、取材者情報を掲載するなどの工夫をすること。

f 特集記事掲載にあたっては、目的やパターン、テーマなどで類型化し、閲覧者が関心のある記事にアクセスしやすいよう工夫すること。

g 特集記事の制作にあたっては、メインターゲットを惹きつけ、具体的な行動喚

起に繋げられるよう画像を有効活用するとともに、文字数についても創意工夫すること。(一記事あたりの文字数の目安：2000～3000字程度)

ウ 行政情報等（関連サイト含む）

本県の行政情報や関連サイト等をまとめたページ（又はページの一部）を整えること。なお、行政情報等の内容は、県と協議の上、選定及び掲載を行うこと。

エ イベント情報

本県や市町村のイベント情報について、目的やパターン、テーマで類型化するなど目を引く形で掲載され、閲覧者が関心のある情報に容易にアクセスできるページ（又はページの一部）を整えること。なお、県が求める場合には、必要に応じユーザーID・パスワードの作成及び付与を行うなど、更新しやすい仕組みを取り入れること。

オ 公共機関等の位置情報

本県が令和4年度にクラウド上に構築予定のデータ利活用基盤から、小中学校やサテライトオフィスなどの二拠点居住・移住の参考となる施設の情報を取得し、オウンドメディア上で表示できるページ（又はページの一部）を整えること。

なお、具体的な連携方法等については、データ利活用基盤に実装予定のダッシュボード機能を利用して地図を埋め込む方法、APIにより施設の情報を取得しオウンドメディア側で地図上に表示する方法、一覧のみを表示し地図についてはダッシュボード機能を活用する方法などが想定されるが、データ利活用基盤の仕様が確定した時点で調整を行うこととし、追加の費用が必要となる場合には別途協議を行う。

カ 問い合わせ

オウンドメディアの内容に係る問合せや二拠点居住等に係る相談、その他資料請求等を受け付ける問合せフォームを作成し、掲載するページ（又はページの一部）を整えること。

キ SNS

- a 上記ア～カやその他、オウンドメディアのコンテンツに関する情報をメインターゲットに向けて効果的に拡散でき、且つ、それらの情報に関する反応を確認する媒体として適当なSNSアカウントを整えること。
- b SNSによる情報発信は、原則、受託者が行うこととするが、県においても随時行うものとする。
- c その他、SNSを活用した企画があれば、提案すること。

ク その他

- a 「3 業務の目的」や本仕様書に則ったコンテンツがあれば、提案すること。
- b 委託者と協議の上、上記ア～キのコンテンツを制作する上で適したものについては、県関係サイトからコンテンツを引き継ぐこと。データ移行に関しては、各サイトの運営・管理委託業者と十分に調整するものとし、費用は本事業費内に全て含むこと。データ移行により URL が変更となったページについては、エラーページとならないようにすること。

なお、いずれのデータについてもオウンドメディアのデザインに応じて内容を反映させ、最新の情報を掲載すること。

- c コンテンツの制作に当たっては、メインターゲットの行動やニーズ等の分析を

踏まえてタイミングを見極めるなど、効果的な情報発信に留意すること。

- d 関連したキーワード検索の際に上位に表示されるよう検索エンジン最適化を図ること。

(エ) システム・サーバ構成などの基本仕様

ア システム構成

- a CMSを導入すること。
- b CMSは、専門的知識がなくとも作成・更新・管理業務が行えるものとする。

イ サーバ

- a 運営に必要なCMSサーバ及び公開サーバ（容量その他運営上に必要なスペックを考慮したものとする）を確保すること。なお、レンタルサーバを使用する場合、レンタルサービスを提供する者は次の要件を満たしていること。
 - ①レンタルサービス提供者においてセキュリティ対策等の利用規約が明確化されていること。
 - ②サーバの設置場所は国内とし、セキュリティ対策の実施状況が確認できること。
 - ③情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格の認証を取得していること。またはそれに準じた第三者機関による認証基準を満たすこと。
- b 確保したサーバについては、コンピュータウイルス対策及び部外者からサイトを改ざんされないよう情報セキュリティに必要な措置を講じること。
- c 停電時等における安全対策及びバックアップ電源を備えていること。
- d アクセスログの記録・解析ができるようにすること。
- e 公開サーバは、利用者が速やかにページを開けるようデータ送信が行えること。
- f SSLサーバ証明書を利用すること。SSLサーバ証明書の費用は委託業務の必要経費に含めるものとする。
- g システムの運用時間は24時間を前提とする。
- h バックアップは、サーバ毎に毎日自動的に実行することとし、3世代分を保存し、障害発生時には前日中のデータを復元できるようにすること。
- i 定期的にセキュリティ対策をアップデートすること。また、緊急性の高い脆弱性が発見された場合は即座に対応すること。
- j サーバの契約・利用に係る初期経費や当該年度のサーバ利用料等に係る費用は、受託者の負担とする。

ウ 利用者への配慮

- a タブレットやモバイル端末からの閲覧に対応すること。
- b サイトの幅を全ページ統一するためサイズを決定すること。PCやタブレット、スマートフォンなどの端末の他、大手民間企業が開設しているウェブサイトのサイズ動向などを含めて利用者が利用しやすい大きさに設定すること。

(オ) 分析・改善

セッション数やページビュー数、平均滞在時間等の利用状況や検索ワードのランキング、閲覧者の属性等の解析などにより、オウンドメディアやオウンドメディアSNSによる情報発信の効果や各コンテンツによる影響等の分析を行い、アクセス数向上（特にリピーターの増加）に向けた改善提案を行うこと。

(カ) 運用保守

オウンドメディアの公開後、令和5年3月31日まで、上記(エ)イの他、別紙「運用保守業務について」のとおり保守管理を行うこと。また、職員が操作できるよう、平易なシステム運用マニュアルを作成するとともに、関係職員への操作指導を行うこと。

(キ) その他

ア 基本方針やコンテンツの制作など、オウンドメディアの内容に係る主要部分は委託者との十分な協議の上、検討すること。

イ 将来的な拡張及び他システムとの連携等において、県から協力を求められた場合は、県と協議の上、必要な対応を行うこと。

(2) WEBやSNSを活用した効果的なPR

(ア) 運用

受託者は、目標とする月間平均アクセス数の確保に向け、WEBやSNSを活用した広告・配信等による効果的なPR方法及び閲覧数やクリック数等の流入状況に係る目標値を提案し、主なターゲットをオウンドメディア及びオウンドメディアSNSへ誘導すること。

(イ) 効果測定

オウンドメディア及びオウンドメディアSNSへの流入状況等の分析を分かりやすくとりまとめ、報告すること。また、それらの分析を踏まえて、適宜、実施内容についての改善の提案を行い、実施中又は実施予定のPRに反映すること。

6 業務実施について

(1) 業務実施体制

(ア) 受託者は、業務実施体制を明確にし、本業務に従事する者(以下「業務従事者」という。)を選任するにあたっては、本業務を円滑に遂行できる能力を有する適切な人員を配置すること。

(イ) 受託者は、業務の全部の処理を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせるようとするときは、あらかじめ県の承諾を得ること。

(ウ) 月1回以上の委託者を含んだ企画会議を開催し、県と協議の上、特集記事の取材対象やテーマの選定等について決定すること。なお、企画会議の結果については、受託者で取りまとめの上、速やかに県に報告すること

(2) 受託者の義務

(ア) 受託者は、県及びその他団体から引き渡された情報資源、記録媒体及び出力帳票に関し、善良な管理者の注意をもって管理し、データの漏洩及び紛失等がないよう十分に配慮しなければならない。

(ウ) 受託者は、この契約による事務を処理するためのデータを適切に取り扱い、データの漏えい、亡失、改ざん又は消去などの発生時に実施すべき事項・手順等について明確にすること。

(エ) 民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律等の関連法規、山梨県情報セキュリティ基本方針等の県規定を遵守すること。

7 報告書の作成・提出

(1) 業務の進捗状況報告

(ア) 定期報告

業務の進捗状況については、定期的に県に報告すること。

なお、報告の頻度や内容、様式については県と協議の上定めるが、本事業を通して抽出された課題やニーズを洗い出すこと。

(イ) その他事項の報告

県は必要に応じ、事業の実施状況について受託者に報告を求めることができる。

(2) 実績報告書等

(ア) 委託業務完了後、委託契約等に基づき委託業務完了報告書を提出すること。なお、報告内容及びその書式については、県と協議の上、決定する。

(イ) 本業務で発生した資料及びデータ（各種設計書、手順書、コンテンツデータ、素材データなど）を県が指定する方法により成果品として提出すること。

8 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

本業務により得られた成果は県に帰属するものとし、受託者は県の許可無く当該成果を使用し、又は公表してはならない。

(2) 秘密の保持

(ア) 本業務に関し、県から受領又は閲覧した資料等を県の了解なく公表又は使用してはならない。

(イ) 本業務で知り得た県及びその他の団体の業務上の秘密を保持しなければならない。

(ウ) 受託業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部への漏洩がないように注意すること。また、県が提供する資料等の第三者への提供や目的外使用をしないこと。

(3) 個人情報の保護

(ア) 本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の保護に関する法律」、「山梨県個人情報保護条例」、その他の個人情報保護法令を遵守しなければならない。

(イ) 本事業への参加者に係る個人情報の県への提供については、必ず本人の同意を得た上で実施することとし、個人情報を取り扱う際には、別記個人情報取扱注意事項を守ることとする。

9 その他

(1) 県は、受託者に対し、事業に関わる全ての経費の挙証書類の提出を求める場合がある。受託者は、使用経費の内訳、業務に関わる人員の日報など事業に関わる挙証書類を、県の求めに応じて随時提出すること。

(2) 特集記事の取材等に際しては、新型コロナウイルス感染症の感染対策を十分に行い、感染拡大を確実に防ぐこと。また、感染状況によっては、時期や方法の変更又は中止について、県と協議の上、柔軟に対応すること。

- (3) 本業務により構築したオウンドメディアにおいて、納品・検収から1年間は、システムの不具合が発生した際、受託社の責任の下、改修作業等を行い対処すること。
- (4) 本業務の履行に関して行われる問合せについては、原則として受託者が対応すること。
- (5) 本業務の履行のための受託者の人件費、旅費、通信費、印刷製本費及び契約費の一切の経費は、本業務の委託料に含まれるものとする。
- (6) 受託者の責による事故等により発生した損害は受託者が負担するものとする。
- (7) この仕様書の内容を変更することが本事業のより適切な運営に資すると認められるときは、県と受託者の双方協議の上、変更することができる。
- (8) この仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、県と双方協議の上、決定する。